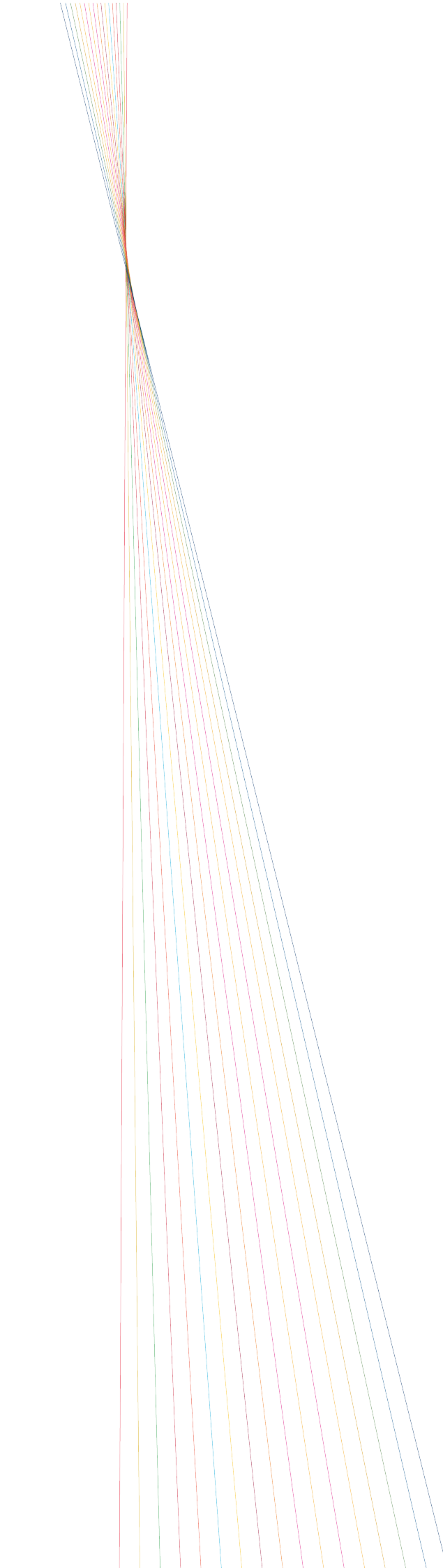




西栗倉村 地球温暖化対策実行計画

事務事業編

令和6年3月 西栗倉村

目次

■ 第1章 計画策定の背景

1.1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
-----------------------	---

■ 第2章 計画改定の主旨

2.1 これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要	2
2.2 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法	3
2.3 「温室効果ガス総排出量」の算定	5
2.4 「温室効果ガス総排出量」の分析	7
2.5 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況	9
2.6 計画改定の基本方針	10

■ 第3章 計画の基本的事項

3.1 事務事業編の目的	11
3.2 計画期間・見直し予定時期	12
3.3 対象とする事務事業の範囲	13
3.4 対象とする温室効果ガスの種類	14

■ 第4章 計画の目標

4.1 温室効果ガス排出量の削減目標の検討	16
4.2 温室効果ガス排出量の削減目標	18

■ 第5章 目標達成に向けた取組

5.1 取組の基本方針	24
5.2 具体的な取組み	25

■ 第6章 推進体制

6.1 全庁的な推進体制	30
6.2 進捗管理	31

第1章 計画策定の背景

1.1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは、主に人為的な活動に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の上昇、洪水や干ばつなどの発生、陸上や海の生態系への影響、食糧生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、1997年12月に採択された京都議定書の後継となる、2020年以降の気候変動問題に関する法的拘束力のある国際的な枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。この協定においては、「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求する（1.5℃努力目標）こと」及び「そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界共通の目標として掲げられました。すべての締約国は、削減目標（約束）を作成・提出・維持するとともに、削減目標を達成するための国内対策をとることを求められます。

国際的な地球温暖化対策の推進の流れを受けて、国では、2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。2021年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」が改正され、同年10月には、温対法に基づく国の総合計画である地球温暖化対策計画が改訂され、「我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが示されるとともに、目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋が描かれました。

第 2 章 計画改定の主旨

2.1 これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要

日本は、2015 年 7 月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度（平成 25 年度）比で 26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。これをもとに、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことを受け、本村は、2018 年 3 月に「西粟倉村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

旧計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、本村の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減に向けて、推進すべき取組について示し、計画期間を 2013 年度から 2021 年度までとし、2013 年度を温室効果ガス排出量の削減目標等を定めるうえでの基準年度としました。また、対象とする事務事業の範囲は、本村が実施するすべての事務事業、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の 4 種類としました。なお、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、本村の事務事業からの排出実績がないか、排出量の占める割合が微小のため、対象外としました。

また、2021 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を基準年度比で 34%と設定し、取組みの基本方針として、「再生可能エネルギーの導入促進」「省エネ・省 CO₂機器の導入促進」「設備の運用改善・省エネ行動の推進」の 3 つに定め、地球温暖化対策を推進することとしました。

2.2 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

温室効果ガス排出量は以下の式を用いて算出します。本村における 2018（H30）年度と 2022（R4）年度の排出源別の活動量は図表のとおりです。排出係数及び地球温暖化係数は、環境省の地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（以下「LAPSS」という。）に標準装備されているものを利用します。なお、LAPSS では、排出係数と地球温暖化係数をかけ合わせた CO₂ 換算の排出係数を装備しています。

$$\text{温室効果ガス排出量（CO}_2\text{換算）} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

図表 1 算定方法

項目	概要
活動量	温室効果ガスを排出する要因となる活動の量
排出係数	1 単位量あたりの活動によって排出される温室効果ガスの量
地球温暖化係数	二酸化炭素（CO ₂ ）を 1（基準）として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの

図表 2 二酸化炭素の排出係数

項目	排出係数
電気 ^{※1}	0.438kg-CO ₂ /kWh
ガソリン ^{※2}	2.32t-CO ₂ /kL
軽油 ^{※2}	2.58t-CO ₂ /kL
灯油 ^{※2}	2.49t-CO ₂ /kL
LPG ^{※2}	3.00t-CO ₂ /t

※1：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）ー R4 年度実績 ー R5.1 2.22 環境省・経済産業省公表」から引用

※2：「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（令和 5 年 12 月 12 日更新）」から引用

図表 3 地球温暖化係数

項目	排出係数
二酸化炭素	1
メタン	28
一酸化二窒素	265
ハイドロフルオロカーボン	－
トリフルオロメタン	12,400
ジフルオロメタン	677
など	
パーフルオロカーボン	－
パーフルオロメタン	6,630
パーフルオロエタン	11,100
など	
六ふっ化硫黄	23,500
三ふっ化窒素	16,100

出典)「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧(令和5年12月12日更新)」から引用

2.3 「温室効果ガス総排出量」の算定

西栗倉村の最新年度（2022 年度）の燃料種別の使用量及び温室効果ガス排出量の算定結果を以下に示します。

図表 4 燃料種別の使用量

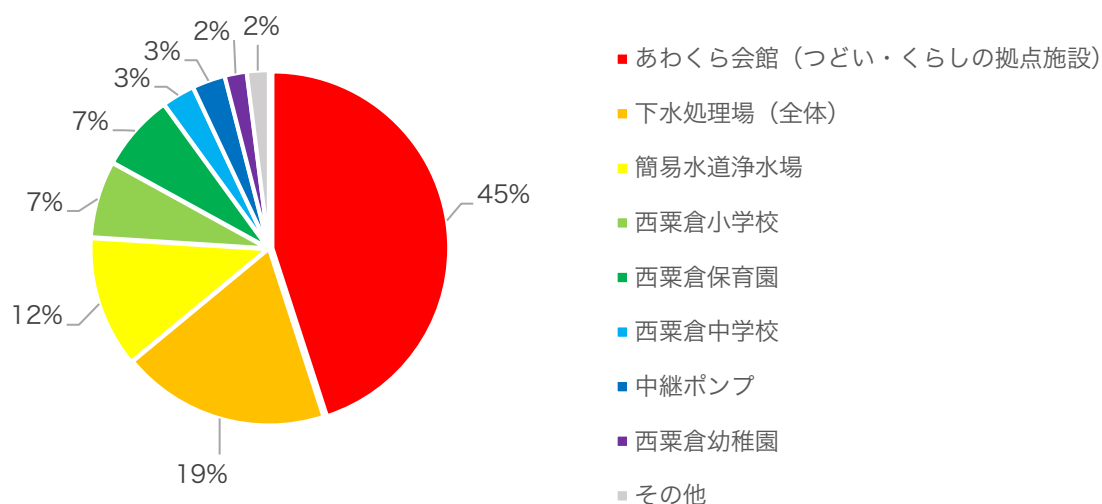
	使用量				
	電気(kWh)	灯油(L)	LPG(m ³)	ガソリン(L)	軽油(L)
2022	2,279,823	44,450	7,914	4,082	1,354

図表 5 燃料種別の CO₂排出量

	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)					
	電気	灯油	LPG	ガソリン	軽油	合計
2022	1,181	111	24	9.5	3.5	1,328

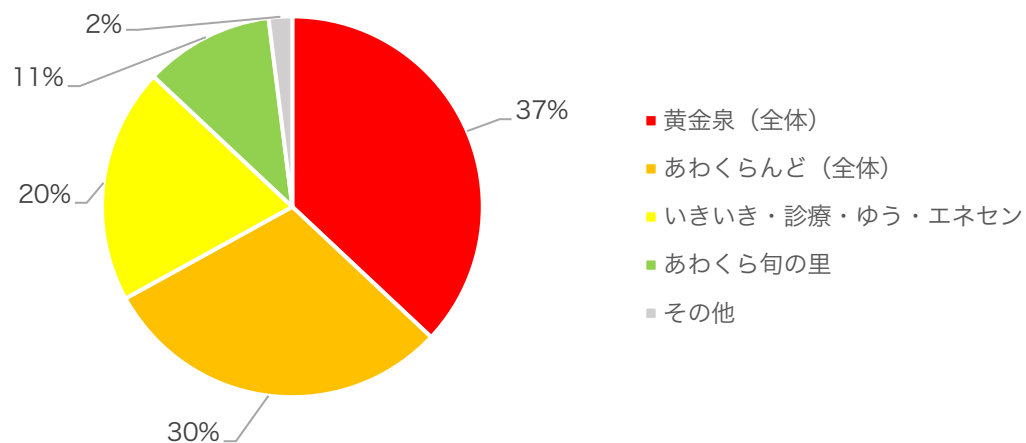
燃料種別の温室効果ガス排出量は、電気が最も多く、9 割近くを占めています。施設別の温室効果ガス排出量の算定結果を以下に示します。なお、施設別は、直営と指定管理に分けて示します。（直営と指定管理の施設については、後述参照。）

図表 6 施設別（直営）の CO₂排出量の構成比



図表 7 施設別の CO₂排出量（直営）

施設名	電気	灯油	LPG	合計
あわくら会館（つどい・くらしの拠点施設）	287	0	0	287
下水処理場（全体）	124	0	0	124
簡易水道浄水場	78	0	0	78
西栗倉小学校	41	1	3	45
西栗倉保育園	44	0	1	45
西栗倉中学校	21	2	0	23
中継ポンプ	18	0	0	18
西栗倉幼稚園	13	1	0	14
その他	8	2	0	10
合計	634	6	4	644

図表 8 施設別（指定管理）の CO₂排出量の構成比図表 9 施設別の CO₂排出量（指定管理）

施設名	電気	灯油	LPG	合計
黄金泉（全体）	147	102	0	249
あわくらんど（全体）	180	3	18	201
いきいき・診療・ゆう・エネセン	132	0	0	132
あわくら旬の里	71	0	1	72
その他	17	0	0	17
合計	547	105	19	671

2.4 「温室効果ガス総排出量」の分析

西栗倉村の基準年度（2013 年度）と最新年度（2022 年度）の燃料種別の使用量及び温室効果ガス排出量の分析結果を以下に示します。

なお、ガソリン及び軽油は、基準年度の使用量が把握できないため、最新年度と同量と見なすこととしました。

基準年度に対する温室効果ガス排出量の削減率は、32.7%削減の状況です。

図表 10 基準年度と最新年度の比較

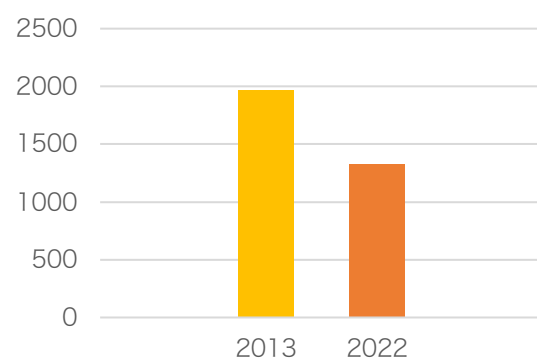
使用量		
	2013	2022
電気	2,568,218	2,279,823
灯油	227,479	44,450
LPG	19,389	7,914
ガソリン	9.5	4,082
軽油	—	1,354

図表 11 基準年度と最新年度の比較

CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)		
	2013	2022
電気	1,330	1,181
灯油	566	111
LPG	58	24
ガソリン	—	9.5
軽油	—	3.5
合計	1,954	1,329

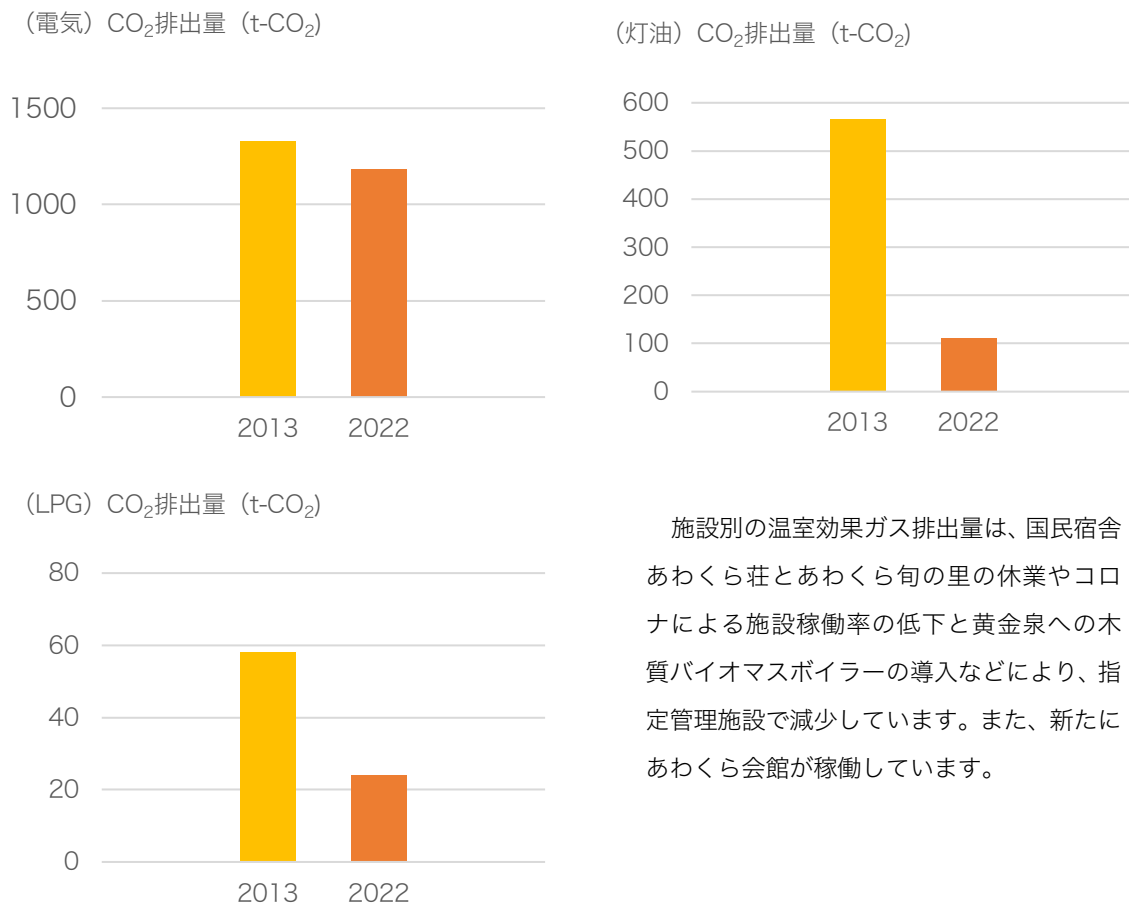
図表 12 基準年度と最新年度の比較

CO₂ 排出量 (t-CO₂)

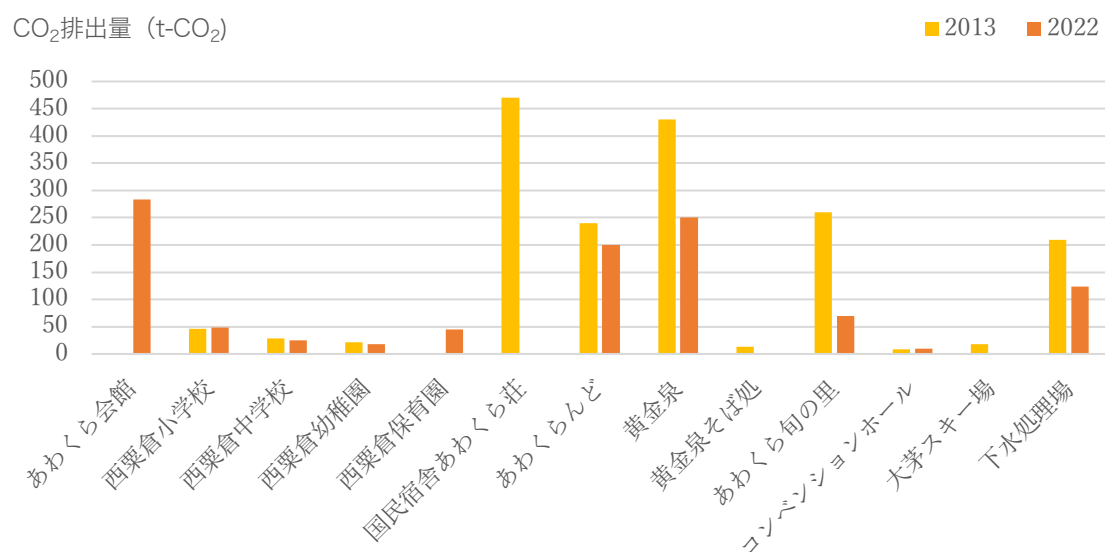


燃料種別の温室効果ガス排出量の削減状況は、灯油の削減割合が高く、LPG の削減割合も大きい。これらは、2014 年度から整備を進めている薪ボイラーの導入や地域熱供給システムによる木質バイオマス燃料への転換による効果が大きいことに加え、基準年度（2013 年度）において二酸化炭素排出量の最も多い施設である国民宿舎あわくら荘とあわくら旬の里が休業している影響が考えられます。

図表 13 基準年度と最新年度の比較（燃料種別）



図表 14 基準年度と最新年度の比較（主な施設別）

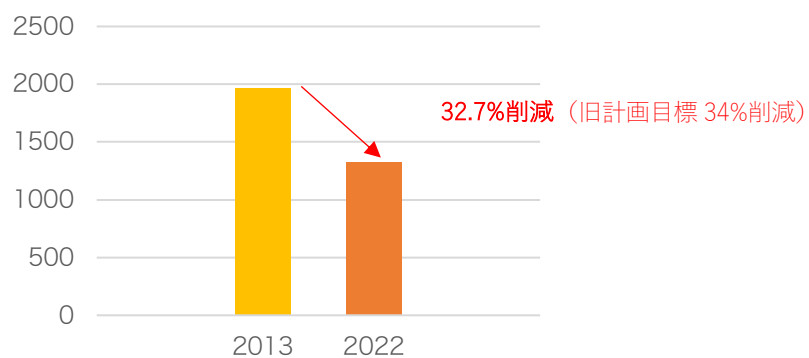


2.5 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況

旧計画の温室効果ガス総排出量削減目標は、2013 年度比で 34%削減（978t-CO₂）と設定していました。前項の分析結果から、最新年度（2022 年度）の基準年度に対する温室効果ガス排出量の削減率は、32.7%削減であり、目標に 1.3%未達の状況にあります。

図表 15 目標達成状況

CO₂排出量（t-CO₂）

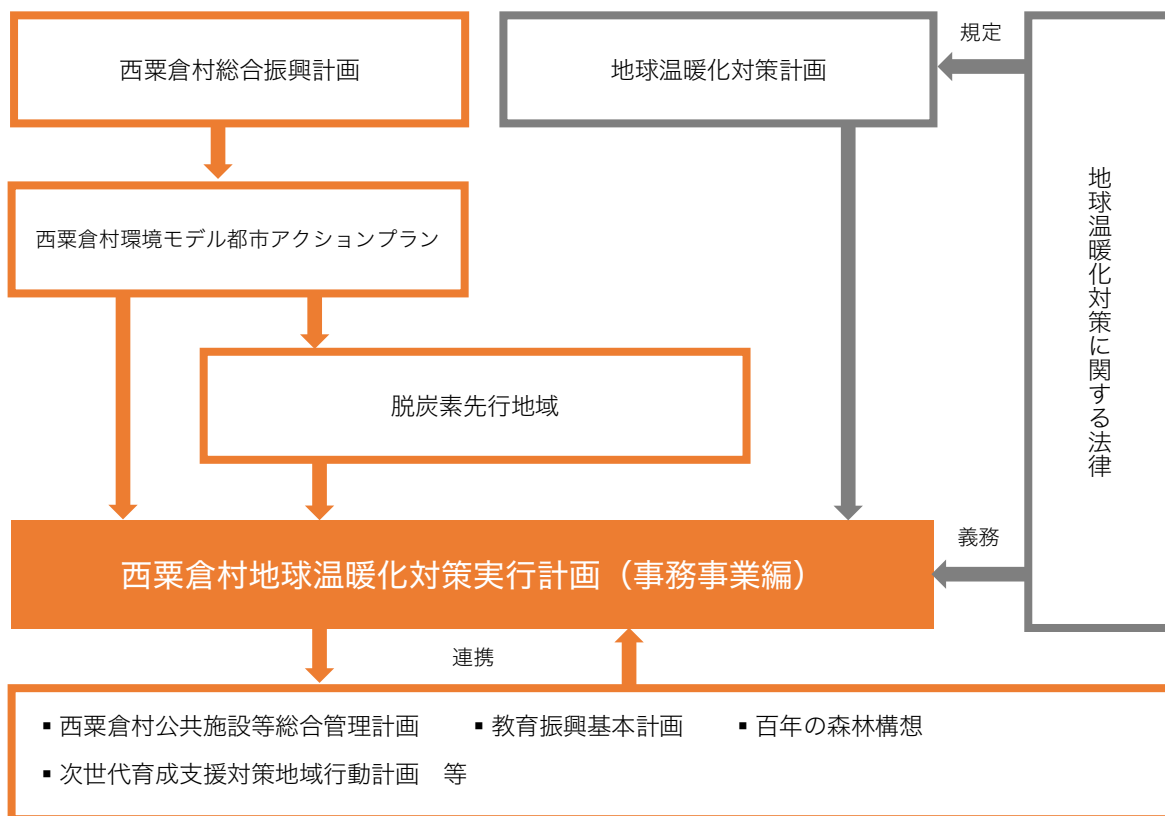


2.6 計画改定の基本方針

旧計画の目標達成状況や、地球温暖化対策に関する潮流を踏まえ、「西栗倉村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定（以下、「本計画」といいます）します。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して策定する、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））となります。

第6次西栗倉村総合振興計画や西栗倉村環境モデル都市アクションプランなどの上位計画及びその他関連計画と整合性を図るとともに、第1回脱炭素先行地域に指定を受けたことから、再生可能エネルギーの積極的な導入等を進めながら、庁内における地球温暖化対策の取組を推進します。

図表 16 計画の位置づけ



第3章 計画の基本的事項

3.1 事務事業編の目的

本計画は、指定を受けた「脱炭素先行地域」の実現に向けて、村が事務及び事業に関し、率先して温室効果ガス排出量を削減していくための計画として策定します。

3.2 計画期間・見直し予定時期

本計画の計画期間は2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）までとします。また、2013年度（平成25年度）を温室効果ガス排出量の削減目標等を定める上での基準年度とし、2030年度（令和12年度）を目標年度として、目標を設定します。

なお、本計画は社会情勢等を踏まえて、5年ごとに計画を見直すこととします。

図表 17 計画期間

	2013		2021	2022	2023	2024		2027		2030
	基準 年度			最新 年度				見直		目標 年度
旧計画	計画期間									
本計画						計画期間				

3.3 対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、本村が実施する全ての事務事業とします。また、対象とする施設・設備は、指定管理者制度により運営を外部委託している施設を含めて、本村が所有している全ての施設・設備とします。ただし、施設毎のエネルギー使用量の把握が困難な公園施設等は、本計画の目標や対策施策実施の適用範囲に含めないこととします。対象施設・設備を以下に示します。

図表 18 対象とする施設の所管及び施設名と委託先

所管	施設名	管理委託先
総務企画課	あわくら会館	
	下請共同作業所	(株)ようび
	構造改善センター 1F	(一財)むらまると研究所
	あわくら温泉駅待合所	(株)百森
	西栗倉駅待合所	
	ユニット型実証住宅、しごと・くらし応援住宅、中土居住宅、別府住宅	(株)エーゼログループ
建設課	下水処理場	
	中央簡易水道浄水場	
	北部簡易水道浄水場	
	塩谷簡易水道浄水場	
	引谷簡易水道浄水場第 2 浄水場	
	除雪車事務所	
	大茅除雪車庫	
保健福祉課	いきいきふれあいセンター	社会福祉協議会
	通常型通所介護施設ゆうゆうハウス	(株)ネ
	小規模多機能型居宅介護施設ひだまり	(株)ネ
産業観光課	観光拠点施設あわくらんど	(株)ワンテール
	国民宿舎あわくら荘	(株)ワンテール
	交流の館（黄金泉）	(株)ワンテール
	あわくら旬の里	(株)ワンテール
	老人憩いの家 元湯	(株)motoyu
	大茅スキー場	
	ダルガ峰野営場（大茅キャンプ場）	
	若杉天然林公衆便所	

図表 19 対象とする施設の所管及び施設名と委託先

所管	施設名	管理委託先
産業観光課	ダルガ峰公衆便所	
	林道ダルガ峰線休憩施設	
	丸山公園公衆便所・志戸坂	
	西栗倉水力発電所	
	影石水力発電所	
	西栗倉村役場 EV 充電器	
	野鳥苑	
	エネルギーセンター	
	西栗倉村チップ乾燥施設	
	西栗倉第2水力発電所	
	インキュベーションセンターamoca	(株)エーゼログループ
	国産材需要開発センター	(株)百森
教育委員会	西栗倉中学校	
	西栗倉小学校	
	西栗倉幼稚園	
	コンベンションホール	
	村民グラウンド公衆トイレ	(株)エーゼログループ
	西栗倉保育園	
	構造改善センター2F（放課後児童クラブ）	
	学育フィロソフィーセンター	(一社)Nest
	農産加工所	(一社)Nest
	機械保管庫	(一社) Nest

本村は、多くの施設を民間企業での管理委託を進めていることから、本計画は、全ての事務事業を対象にしたうえで、直轄の施設・設備の計画とします。

なお、最新年度の所管課別の直轄の施設及び指定管理の施設に分けた温室効果ガス排出量を以下に示します。

図表 20 管理及び所管課別の温室効果ガス排出量

管理	所管課	温室効果ガス排出量
直轄	総務企画課	289.6t-CO ₂
	建設課	223.9t-CO ₂
	保健福祉課	1.1t-CO ₂
	産業観光課	6.9t-CO ₂
	教育委員会	150.1t-CO ₂
指定管理	指定管理事業者	656.8t-CO ₂

3.4 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策法」第2条第3項で定められている7種類の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）のうち、本村の事務事業に伴う排出が予測される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類を対象とします。

図表 21 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	本村の事務事業における排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	・ 燃料（ガソリン、灯油、軽油、液化石油ガス（LPG））の使用 ・ 他人から供給された電気の使用
メタン (CH ₄)	・ 灯油・LPG の使用（業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具） ・ LPG の使用（ガス機関・ガソリン機関） ・ 自動車の走行 ・ 下水・し尿の処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ 灯油・LPG の使用（業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具） ・ LPG の使用（ガス機関・ガソリン機関） ・ 自動車の走行 ・ 下水・し尿の処理
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	・ 自動車用エアコンディショナーの使用・廃棄

第 4 章 計画の目標

4.1 温室効果ガス排出量の削減目標の検討

事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減目標については、国が「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」（2021 年 10 月）において、「2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。」としています。

本村は、「第 1 回脱炭素先行地域」に選定され、公共施設を中心に再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていきます。

「脱炭素先行地域」による取組みは、以下を予定しています。

図表 22 再生可能エネルギー設備の導入に関する取組み

取組み	施設名	規模	
太陽光発電設備	あわくら会館	1 件	90kW
	西栗倉小学校、西栗倉中学校	2 件	125kW
	西栗倉幼稚園、西栗倉保育園、 福祉センター、保健施設	4 件	140kW
	新宿泊施設	1 件	50kW
	旬の里、あわくらんど	2 件	95kW
	林産物需要拡大施設、チップ乾燥施設	2 件	32kW
	農業構造改善センター	1 件	30kW
	しごと・くらし応援住宅、 中土居住宅、別府住宅	54 件	162kW
	西栗倉教職員住宅	1 件	14kW
風力発電設備	旬の里、あわくらんど	2 件	45kW
バイオマス熱利用設備	チップ乾燥施設	1 件	
地下水熱利用設備	西栗倉小学校、西栗倉中学校	2 件	
	福祉センター、保健施設	2 件	

図表 23 蓄電池・充放電設備の導入に関する取組み

取組み	施設名	規模	
蓄電池	あわくら会館	1 件	50kWh
	西栗倉小学校、西栗倉中学校	2 件	60kWh
	西栗倉幼稚園、西栗倉保育園、福祉センター、保健施設	4 件	149kWh
	宿泊施設	1 件	150kWh
	旬の里、あわくらんど	2 件	113kWh
	林産物需要拡大施設、チップ乾燥施設、構造改善センター	3 件	66kWh
	しごと・くらし応援住宅、中土居住宅、別府住宅	54 件	378kWh
	西栗倉教職員住宅	1 件	49kWh
充放電設備	あわくら会館	1 施設	3 台
	西栗倉小学校	1 施設	1 台
	保健施設	1 施設	1 台
	構造改善センター	1 施設	3 台

図表 24 省エネルギーに関する取組み

取組み	施設名	規模
ZEB	西栗倉小学校、西栗倉中学校	2 施設
	西栗倉幼稚園、福祉センター、保健施設	3 施設
	構造改善センター	1 施設
高効率空調機	西栗倉小学校、西栗倉中学校	2 施設
高効率照明機器	西栗倉小学校、西栗倉中学校	2 施設
	西栗倉幼稚園、福祉センター、保健施設	3 施設
断熱改修	しごと・くらし応援住宅、中土居住宅、別府住宅	54 軒
	西栗倉教職員住宅	1 棟

図表 25 公用車に関する取組み

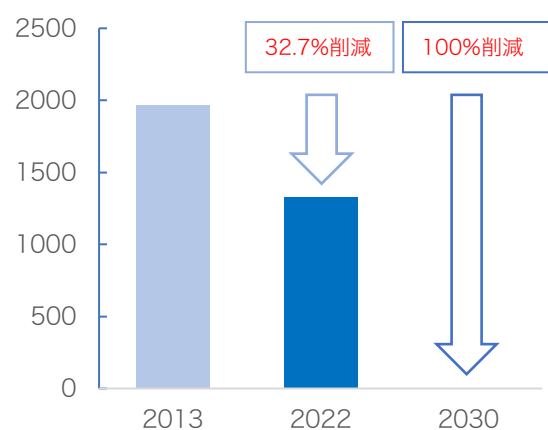
取組み	施設名	規模
EV	—	4 台

4.2 温室効果ガス排出量の削減目標

本村は、「第1回脱炭素先行地域」の選定自治体として、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年度に100%削減とします。

図表 26 目標達成に向けた削減イメージ

CO₂排出量 (t-CO₂)



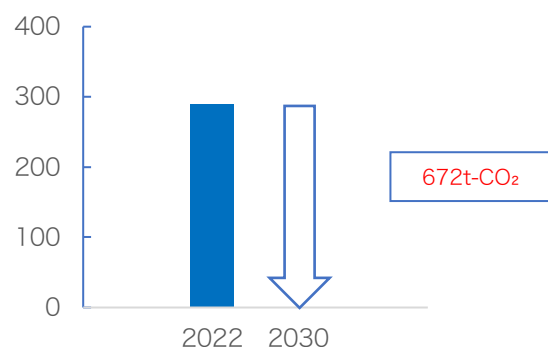
目標達成に向けた温室効果ガス削減量は、基準年度比で1,935t-CO₂、最新年度比1,328t-CO₂となります。

また、直営施設と指定管理施設別に分けた目標達成に向けた温室効果ガス削減量は、以下の通りとなります。

直営施設の最新年度比の温室効果ガス削減量は671.6t-CO₂となり、多くが電気に由来していることから、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による達成を見込みます。

図表 27 直営施設の目標達成に向けた削減イメージ

CO₂排出量 (t-CO₂)



脱炭素先行地域の取組みによる所管課別の温室効果ガス削減量は267.6t-CO₂となり、約40%の削減が見込まれます。

図表 28 脱炭素先行地域の実施による温室効果ガス削減量

管理	所管課	温室効果ガス削減量
直轄	総務企画課	54.7t-CO ₂
	建設課	0t-CO ₂
	保健福祉課	0t-CO ₂
	産業観光課	4.5t-CO ₂
	教育委員会	208.4t-CO ₂

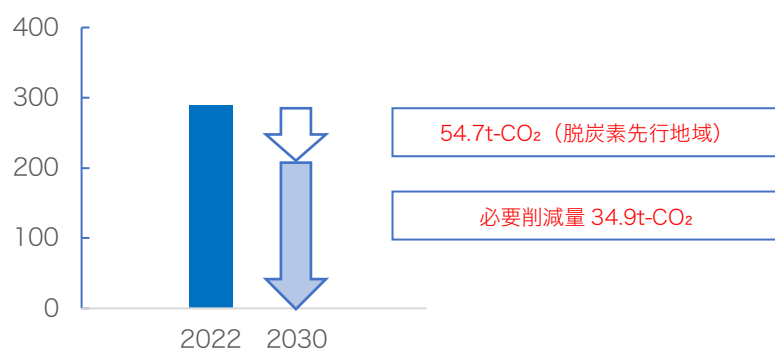
各課について、削減目標の達成に向けた必要削減量と、目標の達成に不足する分に関する省エネルギー対策や西栗倉百年の森林でんき(株)（以下「百森でんき」といいます）から再生可能エネルギーを購入する等の取組み内容を示します。

総務企画課

総務企画課の温室効果ガス排出量の大部分は、あわくら会館のエネルギー消費に由来しています。職員の行動変容等による削減に加えて、使用する電気を百森でんきから購入することで、削減目標の達成を目指します。

図表 29 総務企画課の目標達成イメージ

CO₂排出量 (t-CO₂)

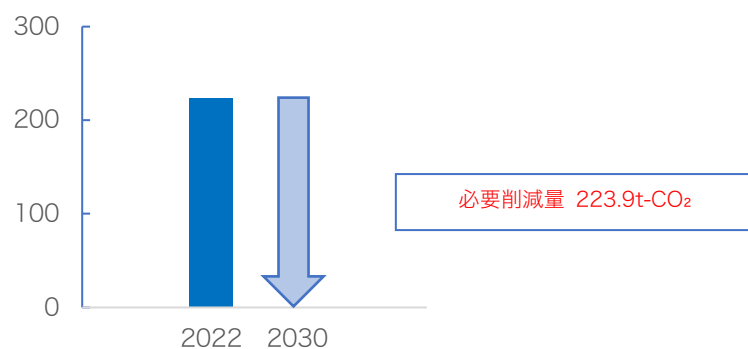


建設課

建設課の温室効果ガス排出量は、下水処理場及び村内の浄水場のエネルギー消費に由来しています。使用する電気を百森でんきから購入することで、削減目標の達成を目指します。なお、将来的な再生可能エネルギーの導入の可能性も検討します。

図表 30 建設課の目標達成イメージ

CO₂排出量 (t-CO₂)

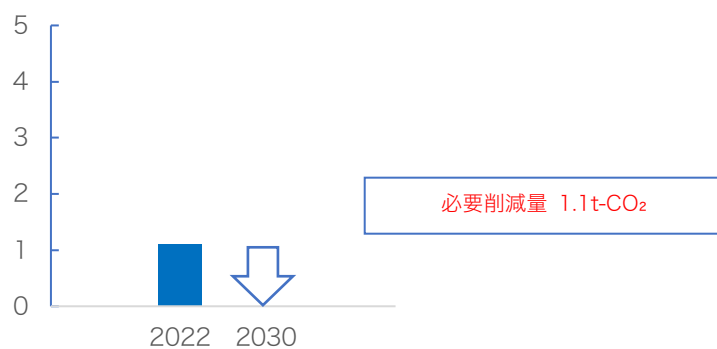


保健福祉課

保健福祉課の温室効果ガス排出量は、公用車のエネルギー消費に由来しています。EV への買替等により、削減目標の達成を目指します。

図表 31 保健福祉課の目標達成イメージ

CO₂排出量 (t-CO₂)

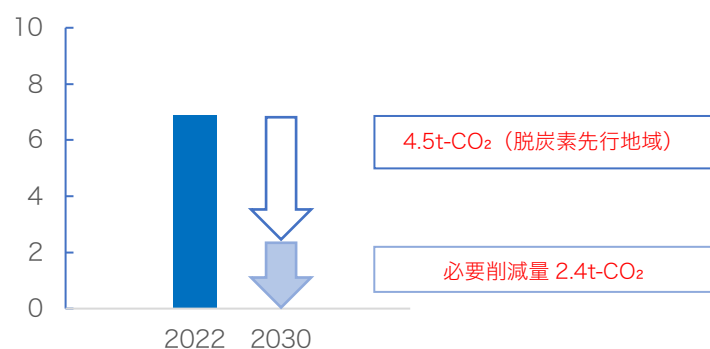


産業観光課

産業観光課の温室効果ガス排出量は、チップ乾燥施設と公用車のエネルギー消費に由来しています。チップ乾燥施設は「脱炭素先行地域」の取組みにより再生可能エネルギーを導入予定です。加えて、公用車のEVへの買替等により、削減目標の達成を目指します。

図表 32 産業観光課の目標達成イメージ

CO₂排出量 (t-CO₂)

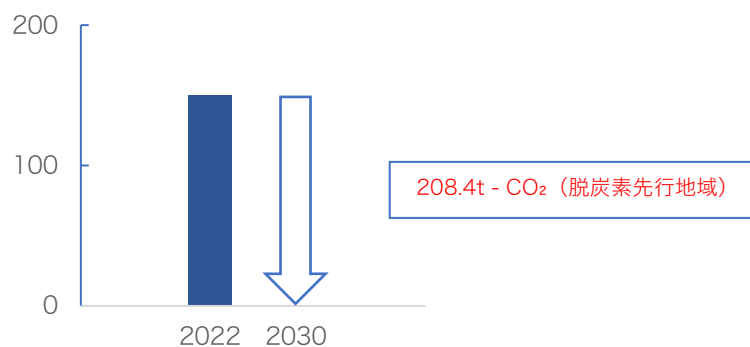


教育委員会

教育委員会の温室効果ガス排出量は、西栗倉幼稚園、西栗倉保育園、西栗倉小学校、西栗倉中学校などのエネルギー消費に由来しています。「脱炭素先行地域」の取組みによる再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガス排出量以上の削減効果が見込まれています。

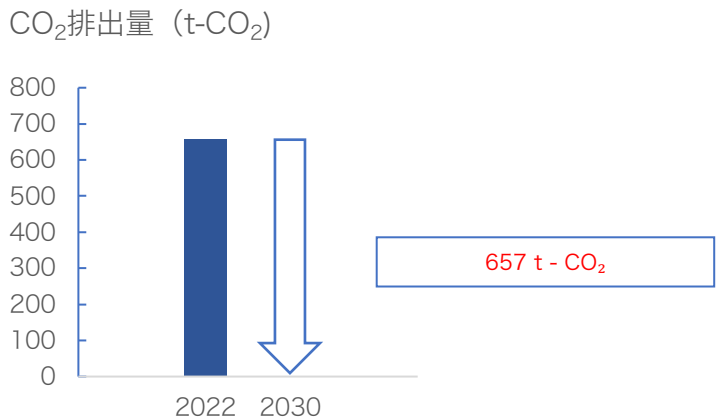
図表 33 教育委員会の目標達成イメージ

CO₂排出量 (t-CO₂)



指定管理施設の最新年度比の温室効果ガス削減量は 657t-CO₂となり、多くが電気に由来していますが、2 割程度が灯油に由来しているため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策に加えて、エネルギー転換等の取組みを進めることで、目標の達成を目指します。

図表 34 指定管理施設の目標達成に向けた削減イメージ

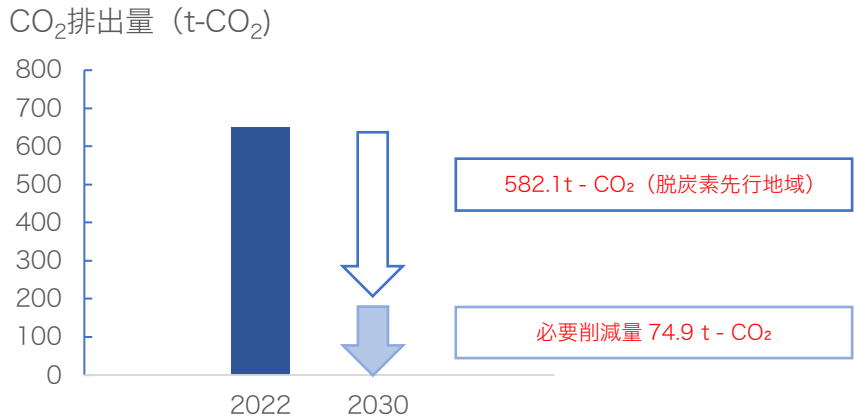


「脱炭素先行地域」の取組みによる指定管理施設の温室効果ガス削減量は 582.1t-CO₂となり、約 90%の削減が見込まれます。目標の達成に不足する分については、省エネルギー対策を進めたうえで、百森でんきから再生可能エネルギーを購入する等により達成を目指します。

図表 35 脱炭素先行地域の取組みによる温室効果ガス削減量

管理	所管	温室効果ガス削減量
指定管理	指定管理事業者	582.1t-CO ₂

図表 36 指定管理施設の目標達成イメージ



5.1 取組の基本方針

本計画では、以下の３つの基本方針に基づき、地球温暖化対策を推進します。

脱炭素先行地域の実現

職員の行動変容

施設管理者等との連携

各基本方針の取組みの考え方を以下に示します。

■ 脱炭素先行地域の実現

- ・ 脱炭素先行地域の実施計画に基づき、公共施設における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を進めていきます。
- ・ 公用車は、車両の更新に合わせて、電気自動車等への買替を進めていきます。

■ 職員の行動変容

- ・ 「電気・燃料使用量の削減」や「廃棄物の減量・リサイクルの推進」「公用車燃料使用量削減」に資する職員１人１人の行動変容を促進していきます。

■ 施設管理者等との連携

- ・ 脱炭素先行地域の実施計画に基づき、施設の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を進めていきます。
- ・ 「電気・燃料使用量の削減」など、職員の取組みと同等の行動変容を促進するための支援をしていきます。

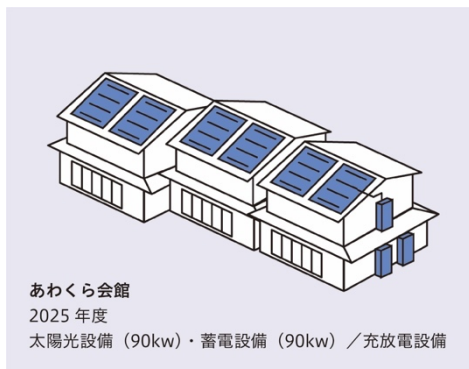
この基本方針に基づき、全ての西栗倉村の職員及び施設管理者が取組を進めます。

5.2 具体的な取組み

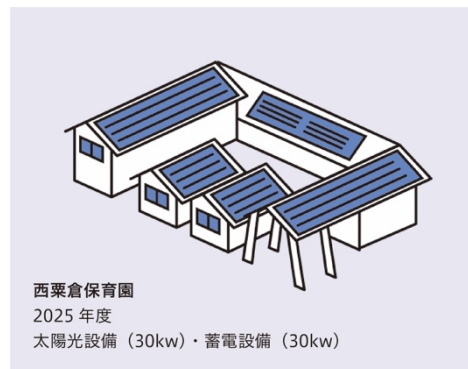
(1) 脱炭素先行地域の実現に向けた取組み

本村は、「第1回脱炭素先行地域」の実施計画に基づき、公共施設への太陽光発電や地中熱利用設備、蓄電池などの導入や、真空遮熱ガラスやLED照明等の導入を進めていきます。

あわくら会館



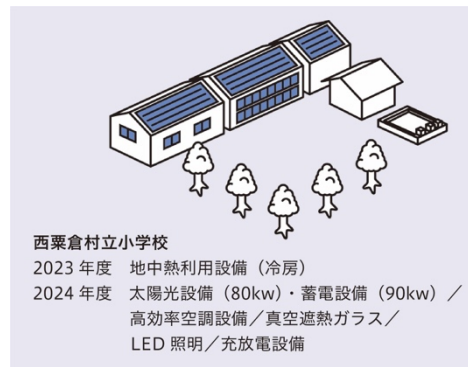
西栗倉保育園



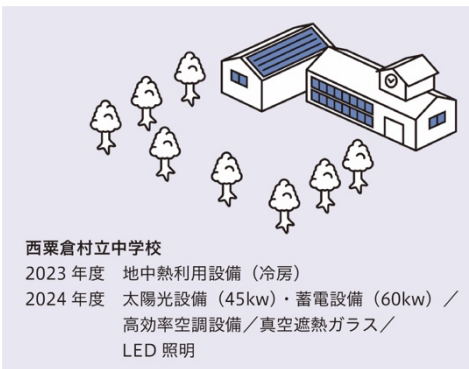
西栗倉幼稚園



西栗倉小学校

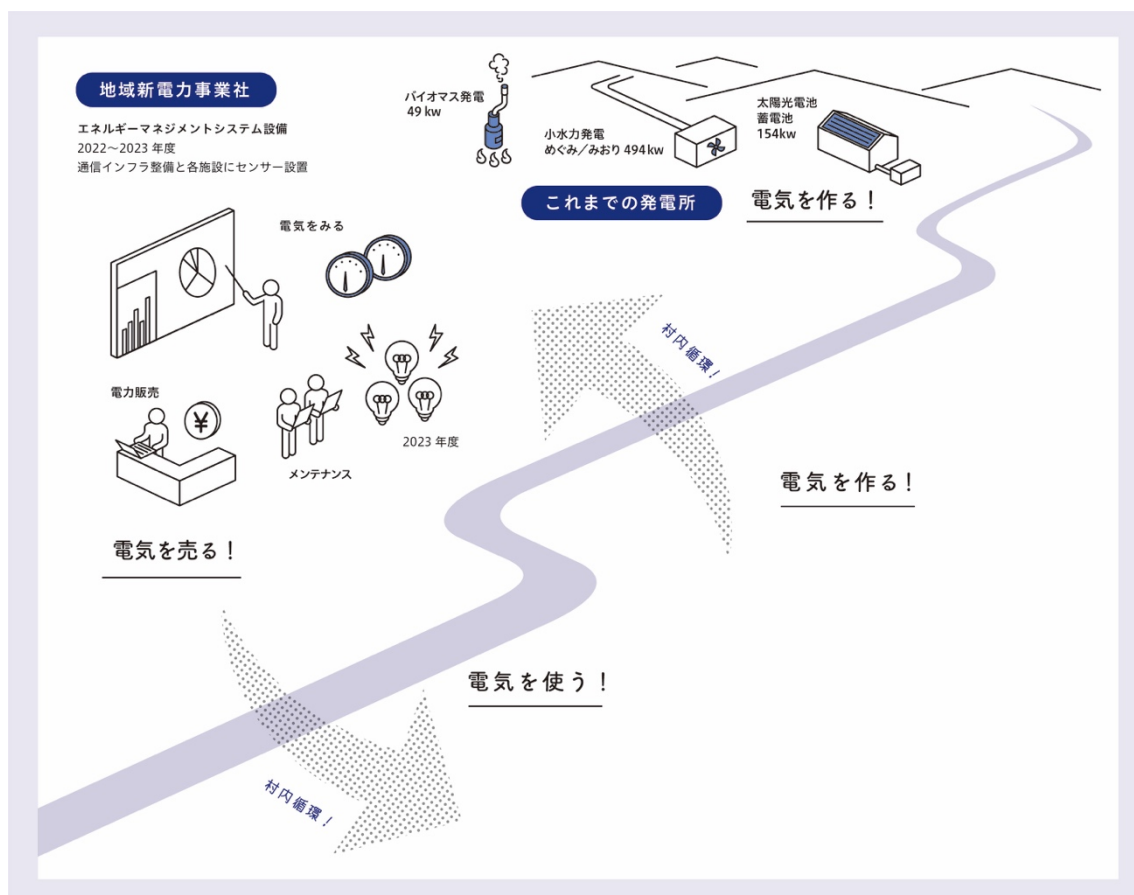


西栗倉中学校



また、公用車の買替に合わせて、電気自動車等の導入を進めていきます。

また、地域の新電力事業者として、百森でんきを立ち上げ、村内のエネルギーマネジメントの実施と、村内の再生可能エネルギー電力の供給・販売を通じ、脱炭素社会の実現に取り組んでいきます。



(2) 職員の行動変容に関する取組み

職員の行動変容に関する取組みとして、次の３つの取組みを進めていきます。

電気・燃料使用量の削減
廃棄物の減量・リサイクルの推進
公用車燃料使用量削減

各取組みの具体的な取組み例を示します。

■ 電気・燃料使用量の削減に係る取組み

照明の適切な使用・管理

<取組み例>

- ・ 始業前や残業時、休日出勤時等は、業務に支障のない範囲で職員のいない箇所の照明を消します。
- ・ トイレ、給湯室などの照明は、使用しない時は消します。
- ・ 各職場の最終退出者は、消灯を確認します。
- ・ 電力消費量の増加を防ぐため、照明器具の定期的な清掃を行います。

電気機器等の適切な使用・管理

<取組み例>

- ・ コピー機は、低電力モードやスリープモードに設定します。
- ・ 待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品の電源プラグをコンセントから抜きます。

冷暖房・空調温度の適切な管理、冷暖房負荷の軽減等

<取組み例>

- ・ 年間を通した働きやすい服装で執務をします。
- ・ 外気の導入や換気の励行、冬季のドアの締切など、機器を用いなくて室内温度の調整を図ります。
- ・ ブラインド等を有効に利用して、日差しの調整を行います。
- ・ 空調機器フィルターの定期的な清掃を行います。

給湯機器等の適切な使用・管理

<取組み例>

- ・ 給湯機器等の温度を適切に設定します。

<取組み例>

- ・ 事務効率の向上に努め、残業の削減を行い、定時退庁に努めます。

■ 廃棄物の減量・リサイクルの推進に係る取組み

事務用品・備品の適正な使用・管理

<取組み例>

- ・ 物品などは、計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。
- ・ 事務用品の共有化及び再利用に取組みます。

リサイクルの推進

<取組み例>

- ・ 分別・リサイクルを徹底します。
- ・ 使用済み小型電子機器等や使用済み小型充電式電池の回収・リサイクルを徹底します。
- ・ グリーン購入を推進します。

<取組み例>

- ・ 再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入します。
- ・ エアゾール製品（スプレー缶など）は、代替フロンが使用されていない製品を選択します。

■ 公用車燃料使用量削減に係る取組み

公用車利用の合理化・走行量の抑制

<取組み例>

- ・ 走行ルート of 合理化など、公用車の効率的利用に取組みます。
- ・ 走行前及び走行後の点検を行います。

■ エコドライブの徹底

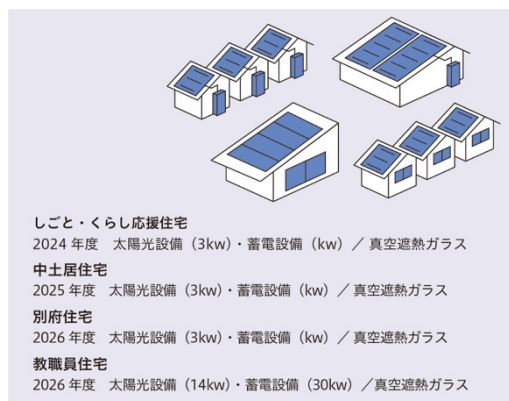
<取組み例>

- ・ 急発進、急加速、空ぶかしなどはしないようにします。
- ・ 駐停車時のアイドリングストップを徹底します。
- ・ 不要な荷物を積まないようにします。
- ・ 走行量や燃料使用量を適切に管理します。

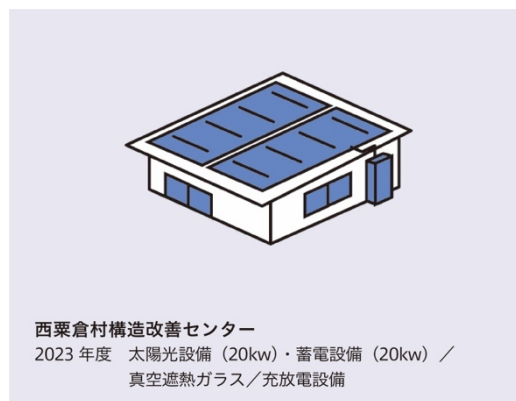
(3) 施設管理者との連携に関する取組み

指定管理により運営している施設は、「第1回脱炭素先行地域」の実施計画に基づき、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の設備等の設置等を進めるとともに、指定管理者と連携して、指定管理者においても職員と同様の行動変容に関する取組みを進めるための支援や、百森でんきからの村内の再生可能エネルギー電力の購入を提案していきます。

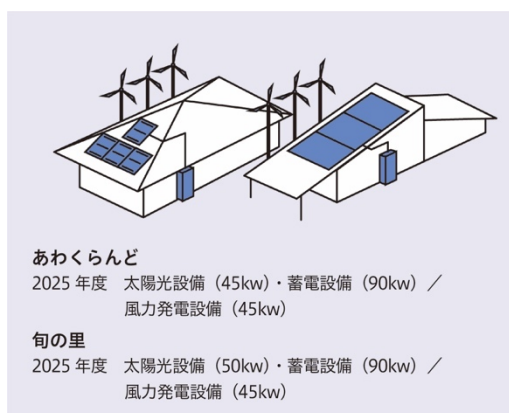
しごと・くらし応援住宅、村営住宅等



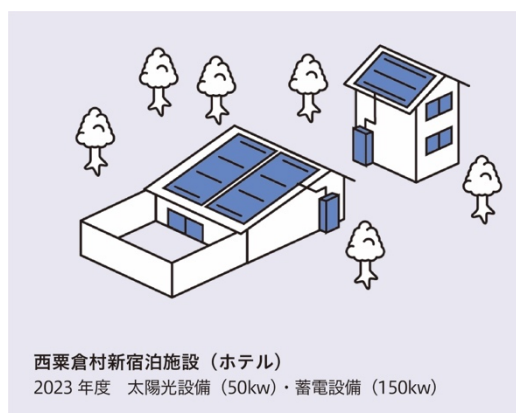
西栗倉村構造改善センター



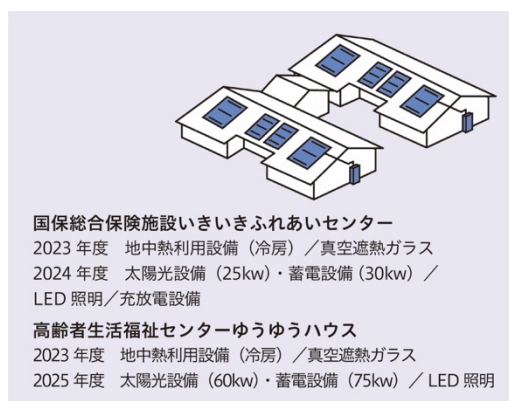
あわくらんど



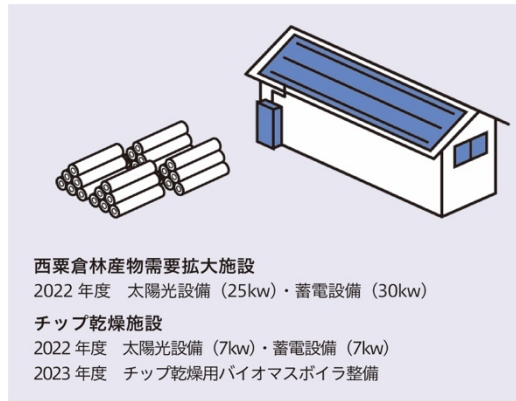
西栗倉村新宿泊施設



いきいきふれあいセンター・ゆうゆうハウス



林産物需要拡大施設・チップ乾燥施設



第6章 推進体制

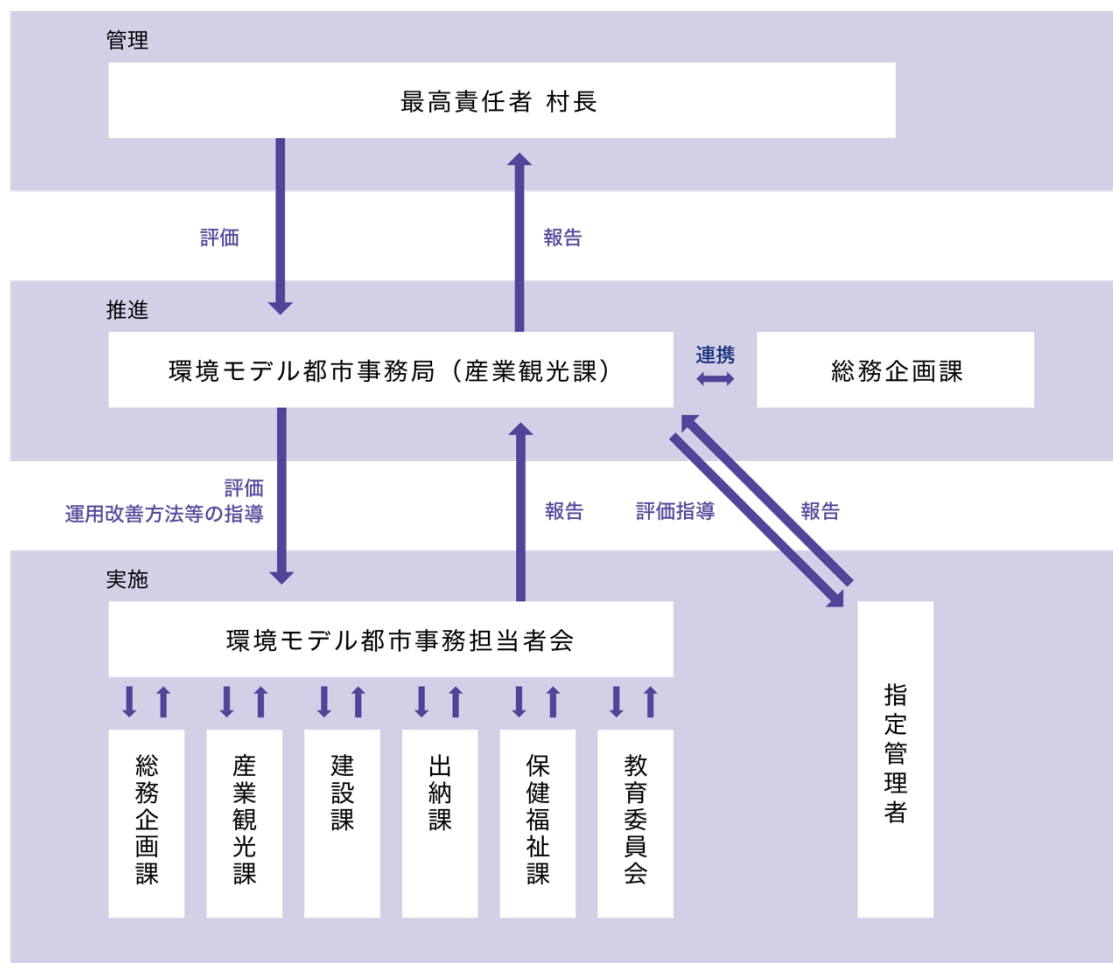
本計画の推進体制及び進捗管理方法について示します。

6.1 全庁的な推進体制

プロジェクトの着実な推進を行うため、プロジェクト検討委員会を定期に実施し、温室効果ガス排出削減のための計画の立案とその実施、評価と課題解決のサイクルを確立します。

本計画の実効性を高めるため、管理部門（最高責任者）、推進部門（事務局）、実施部門（各課担当者）の役割を明確にするとともに、取組結果を課内において点検・評価し、目標設定の見直し・検討等に努めるものとします。

図表 38 推進体制



6.2 進捗管理

計画の進捗管理は、①計画（Plan）、②実行（Do）、③評価（Check）、④改善（Action）の 4 段階を繰り返すことにより、継続的に管理する PDCA サイクルに基づいて管理を行います。

図表 39 PDCA イメージ



本計画の進捗管理では、計画見直しまでの 5 年間を対象とした PDCA に取り組みながら、単年度での進捗管理を行います。事務事業編と各取組みの PDCA の内容を以下に示します。

また、施設の指定管理者に対しても、PDCA の取組みによる進捗管理の実施を提案・支援します。

図表 40 PDCA の内容

	事務事業編の PDCA	各取組みの PDCA
Plan (計画)	【環境モデル都市事務局】 ・ PDCA スケジュールの周知 ・ 職員への計画の周知	【各課責任者】 ・ 施設毎の取組み、進捗管理方法の確認
Do (実行)	【環境モデル都市事務局】 ・ 関連情報の収集・発信、取組みの推進 ・ 職員からの問い合わせ・相談の対応	【全職員】 ・ 取組みの実施 【各課責任者】 ・ 関連情報の収集・発信、取組みの推進 ・ 取組状況やエネルギー使用量の記録
Check (評価)	【環境モデル都市事務局】 ・ 取組状況やエネルギー使用量のとりまとめ、温室効果ガス排出量の算定 【環境モデル都市実務担当者会】 ・ 取組状況・エネルギー使用量等の評価	【各課責任者】 ・ とりまとめへの協力や対応 ・ 取組状況やエネルギー使用量の評価
Action (改善)	【環境モデル都市実務担当者会】 ・ 次年度の取組みの見直し・改善 【村長】 ・ 最高責任者として、進捗状況や次年度の取組の見直し・改善の確認 【環境モデル都市事務局】 ・ 取組状況・エネルギー使用量等の公表	【全職員】 ・ 取組状況・エネルギー使用量等の分析・評価の確認 【各課責任者】 ・ 取組の見直し方針の決定、取組みの見直し・改善